

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、会社Aに雇用され、販売員として業務に従事していたところ、平成〇年〇月〇日出勤のため最寄り駅まで自転車で走行中、ペダルから足が滑り、右側に転倒して右上腕部を強打し負傷した。

請求人は、同日B病院に受診し「右上腕骨骨幹部骨折」と診断され、加療した結果、平成〇年〇月〇日治ゆ（症状固定）した。

請求人は、治ゆ後障害が残存するとして、監督署長に障害給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

#### 第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第14級を超える障害であると認められるか否かにある。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 事実の認定及び判断

##### 1 当審査会的事実の認定

(略)

##### 2 当審査会の判断

請求人は、右上腕の変形障害及び神経症状が残存すると申立てていることから、以下に検討する。

当審査会は、請求人が提出した平成〇年〇月〇日Cクリニックにおいて撮影された右上腕骨X線写真の画像CDを請求人から求め、改めて請求人の右上腕骨の外反角度について、D医師が測定した同一X線画像により計測した。計測に当たっては、臨床上一般的に用いられる右上腕骨中枢及び末梢の骨幹端部の2点での中点計測法により計測したところ、請求人の右上腕骨の外反角度は5度である。

当審査会としては、以上の計測結果から、請求人の右上腕の変形は、障害等級に該当しないと判断する。

また、請求人に残存する右上肢の疼痛、しびれ等の神経症状については、本件医証等を精査したところ、障害等級第14級を超えるものとは認められない。

なお、請求人が提出した右上腕骨X線写真においてD医師は右上腕骨の外反角度を15.7度としているが、請求人の上腕骨骨幹部内側に仮骨形成を認めるため、見かけ上の角度を計測した結果と推測されることから、これを採用することはできない。

##### 3 以上のとおりであるから、請求人に残存する障害は障害等級第14級を超えるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした障害等級第14級に応ずる障害給付を支給する旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。